浄化槽台帳システムの概念を根底から変える

スマート浄化槽サービスのご案内

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

スマート浄化槽サービスなら、自治体が独自に浄化槽台帳システムを構築する必要がありません。
浄化槽台帳を持つ必要もありません。

浄化槽台帳の必要性は理解しているが、どう取り組んでいいかわからない !!
システム構築には高度な専門的知識と、多額の初期費用が必要だ !!

こんな悩みを解決します。

- システム構築のための数千万円とも言われる《多額な初期費用が不要》です。
- 月々の経費程度で、《GIS機能を搭載した浄化槽台帳機能》が利用できます。
- 行政初任者の方でも簡単に扱え、業務に合わせた操作環境をサポートする《使いやすい浄化槽台帳機能》を提供します。
- 定期的な《システム更新は不要》です。
- クラウドサービスですので、事業継続計画（BCP）が図られ、《災害発生時の初動対応にも有効に活用》できます。
- 閲覧利用だけの単なる情報共有システムとは異なり、《官民協働で浄化槽台帳情報を利活用する》ことに重点を置いています。

スマート浄化槽は、官（行政）、民（業者）に加えて、最も浄化槽に近いポジションにある管理者（使用者）の三者を浄化槽台帳情報基盤でつなぎます。

浄化槽台帳の整備状況

浄化槽は、公共用水域等の水質の保全等の観点から、「し尿及び雑排水を適正に処理して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とするもの」（浄化槽法第1条より）、とされていますので、設置工事・保守点検・清掃・法定検査が、それぞれ適正に実施されることが非常に重要です。

これらの設置及び維持管理に関する情報は、都道府県等が「浄化槽台帳」として管理することが求められていますが、浄化槽台帳の整備が進んでいないために、設置と維持管理の実態を把握することができず、その結果、浄化槽に関する指導監督ができない、法定検査の効率的な運用と受検率の向上が図れない、みなし浄化槽の浄化槽への転換が進まない、といったような問題も、まだまだ解決されていません。

スマート浄化槽サービスとは、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（全浄連）が推進する『持続可能な浄化槽事業を目的とした情報サービス』です。

持続可能な浄化槽事業とは？

浄化槽の基本台帳ができあがっているかどうかではなく、使用されている浄化槽の関係者（自治体と管理者、設置工事、保守点検、清掃、法定検査）が、最新の情報を入力し、データを更新していくことで、浄化槽台帳が無意識にできあがり、これにより、浄化槽が適正に管理され、所定の期間保持することで、浄化槽事業が持続される、ということを意味します。

✵「スマート浄化槽」は、全浄連の登録商標です。

用意するインフラは三つ

スマート浄化槽を利用するには、次の三つを用意するだけです

① Windows 7 以降のOSがインストールされているコンピュータ

② インターネット光回線

③ 情報整備に必要なPDFファイル作成用スキャナ

既に自治体や指定検査機関でシステムを保有している場合でも、データをAccess形式、CSV形式等で読み込むことにより、スマート浄化槽サービスを利用できるようになります。

スマート浄化槽サービスのメニュー

自治体向けサービス

① 整備保管サービス　　精度の高い浄化槽台帳整備を目的としたサービスです。

- 設置届出項目の入力と設置届出図書（デジタル化された図書）の保管ができます。加えて、工事施工業者・指定検査機関と連携した浄化槽台帳整備を実施する機能（情報連携関係者設定）を有しています。
- GIS表示機能を有していますので、災害時の適正処理、法定検査の基本検査等に対応することが可能です。
- 今までに製造・設置された浄化槽の装置情報など、浄化槽事業に有益な情報を提供します。

② 業務利用サービス　継続的な浄化槽事業を目的としたサービスです。

- 前項①に加えて、指定検査機関・業務者（工事・保守点検・清掃業者）向け業務利用サービスと連携機能を有していますので、浄化槽維持管理台帳として利用できます。
- 災害時に活用する各種機能も有しています。

③ 情報提供サービス　浄化槽台帳の閲覧サービスです。

- 前項①で整備された浄化槽台帳、装置情報、業務者情報の閲覧利用を提供します。このサービスは自治体関係者（保健所等）だけが閲覧できます。

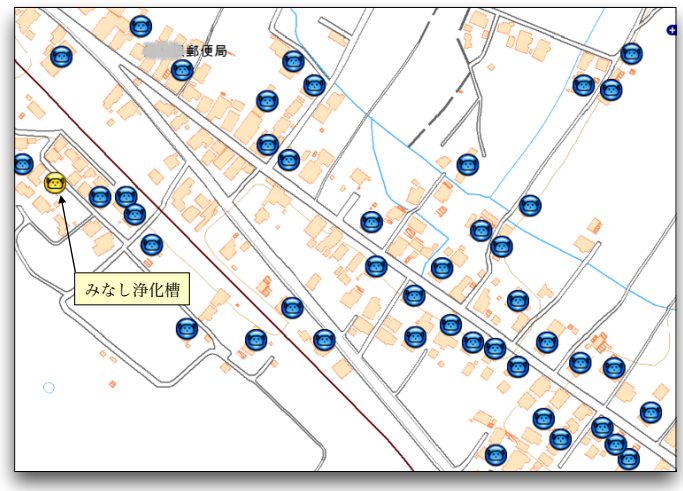

GIS表示例（国土地理院地図で作成）
黄色に色分けしたみなし浄化槽を、浄化槽に転換する生活排水処理計画等に利用できます。

業務者・管理者（使用者）向けサービス

① 施工証明サービス　工事施工業者向けサービスです。

- 情報連携された設置届出に対して、工事施工情報（装置情報、設置場所、設置費用等）を入力し、設置届出工事施工証明を発行します。工事施工業者は、発行された証明を管理者に提示し、工事施工出来高報告とします。
- 自治体は、この情報を浄化槽台帳に活用できるほか、工事施工業者の業務実績の把握ができます。

② 業務利用サービス　指定検査機関、業務者に提供されるサービスです。

- 指定検査機関は、情報連携された設置届出に対して、７条検査依頼の有無が確認できます。７条検査依頼情報の整備保管機能と、検査結果を自治体やつうしんぼサービスに向けて情報配信する機能が提供されます。
- 業務者等と情報連携する機能（情報連携関係者設定）を有していますので、業務者が担当する浄化槽情報を提供することで、業務者は自身の業務に利用することができます。
- 各業務結果の整備保管機能と、業務結果を自治体やつうしんぼサービスに向けて情報配信する機能が提供されます。指定検査機関・業務者等のBCP対策やコスト削減等、業務効率化につながります。
- 自治体は、この配信された情報を浄化槽台帳に利用することで、紙による管理から解放されます。

つうしんぼサービス　**管理者（使用者）に向けた新しい環境サービスです。**

- 現在、郵送している７条、11条検査結果書を、インターネットで配信することで、管理者に浄化槽の状態を、よりビジュアルに、よりスピーディにお届けするだけでなく、電子記録として、管理者の３年間保管義務をクリアします。

スマート浄化槽サービスにおける情報の流れ

各種情報の流れ

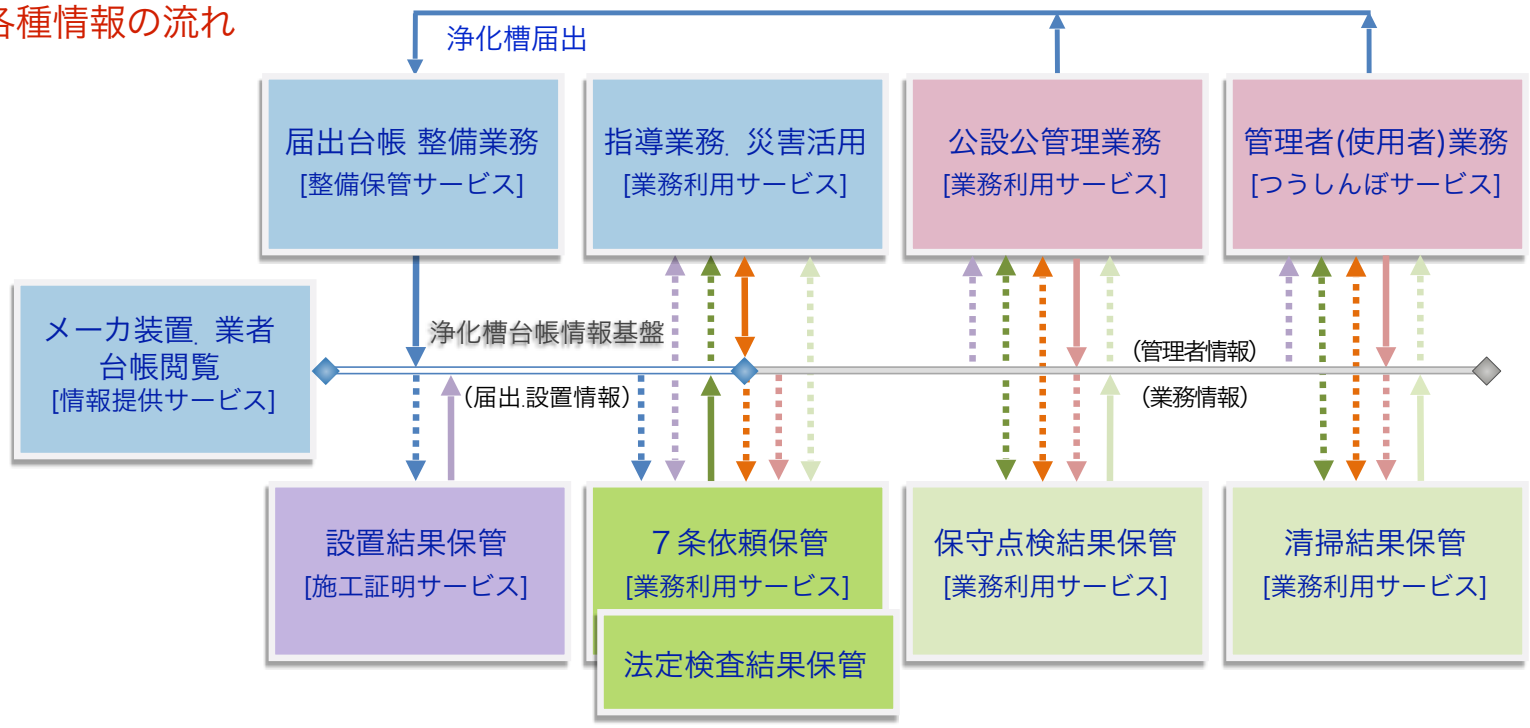

- 自治体向け整備保管サービスで入力された各種届出情報［ ⟶ ］は、浄化槽台帳情報基盤において、連携情報［ ⇢ ］として、工事施工業者が利用する施工証明サービス、指定検査機関が利用する業務利用サービスで共有利用されます。
- 施工証明サービスで届出情報が共有利用され、工事施工情報［⟶］は、連携情報［⇢］として、自治体と指定検査機関の業務利用サービスに利用されます。
- 浄化槽台帳情報基盤では、届出台帳の情報が工事施工情報と情報連携することによって、浄化槽台帳は精度の高い台帳となります。
- 指定検査機関においても、各種届出と工事施工情報を共有利用できることから、自身が持つ法定検査台帳の精度に応じて、業務効率化が図られます。
- 施工証明サービスでは、正確な設置場所の入力を求めることで、GIS用座標取得を行っていますので、自治体と指定検査機関は、改めて座標を取得する作業が不要になります。
- 指定検査機関向け業務利用サービスで業務者との情報連携を行います。これは、指定検査機関を中心とした維持管理体制構築のための機能で、指定検査機関と業務者の情報連携を可能とするものです。加えて、自治体及び管理者（使用者）に情報連携できる機能を有しております。このことは、指定検査機関の情報［ ⟶ ］は、浄化槽台帳情報基盤において連携情報［ ⇢ ］として、自治体と保守点検業者・清掃業者が利用する業務利用サービスと管理者（使用者）が利用するつうしんぼサービスで情報利用されます。
- 情報連携された業務者等は、関係業者向け業務利用サービスで、自身が管理する浄化槽に対して情報利用ができます。業務結果情報［ ⟶ ］は、浄化槽台帳情報基盤において連携情報［ ⇢ ］として、自治体と指定検査機関が利用する業務利用サービスと、管理者（使用者）が利用するつうしんぼサービスで情報利用されます。

スマート浄化槽が提供する浄化槽台帳情報基盤では、自治体は、台帳整備の費用負担がなくなることから、精度の高い台帳のもとで、指導・監督業務の効率化が図られるとともに、GIS機能を活用した＜みなし浄化槽から浄化槽への転換事業＞に取組む環境ができあがるものと考えています。

サービス提供の仕組みと利用

クラウドサービスの特長

- 全浄連は、クラウドサービスに必要なクラウドインフラとサービス提供に必要なビジネスロジック※を用意し、各県の浄化槽協会はビジネスロジックに接続して各都道府県内の自治体、業務者、管理者（使用者）が利用できるサービスロジックを構築し、サービスを提供します。
- 利用者は最低限のアクセス環境を用意することで、どこからでも、どの端末からでもサービスを利用することができます。
- クラウドサービスを利用することで、これまで、機材の購入やシステムの構築・管理などにかかっていた、さまざまな手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化や総合的なコストダウンが図れます。

セキュリティ対策

- ネットワークに対する攻撃や不正アクセスに関する対策として、ファイヤーウォールを設置しています。
- 通信の途中で情報が盗み見られるリスクへの対策として、SSL証明により、httpsから始まる画面上で入力します。
- サービス開発技術者に対しても、データベースを見せない、触らせない手法で不正アクセス対策をしています。
- ログイン情報を、組織ID、アカウントID、パスワードとし、アカウントID、パスワードを利用者が設定管理することとしていますので、スマート浄化槽の運営者であっても、利用者画面へアクセスできません。

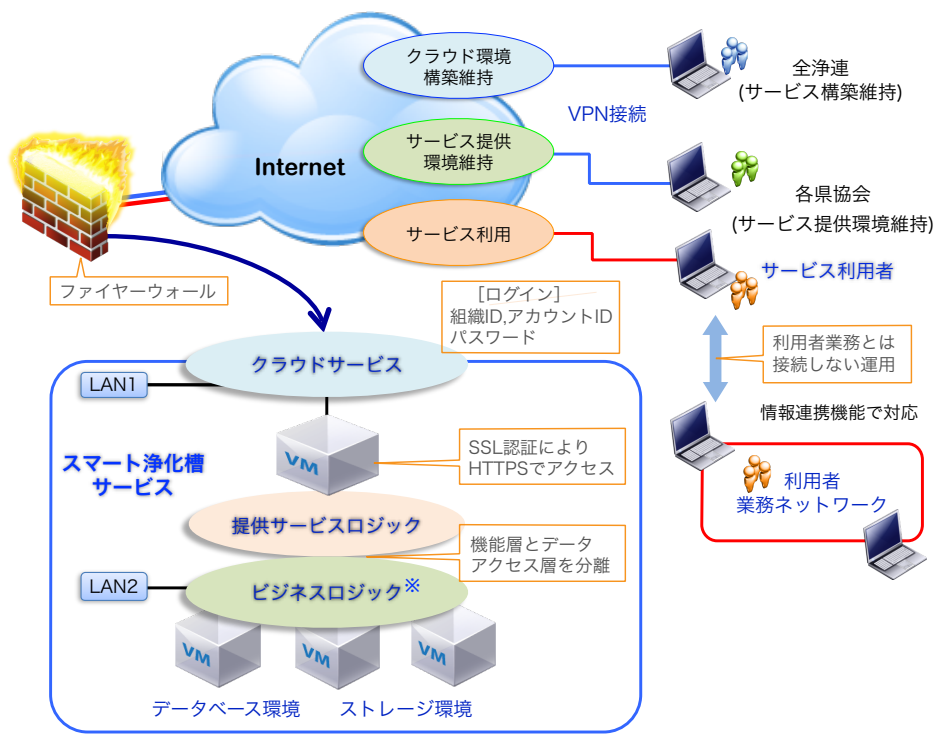

※ビジネスロジック
サービス機能とデータベースをつなぐ機能
(システムベンダーの著作物を利用して構築)

個人情報の取り扱いについて

情報セキュリティについて留意すべきことは、各自治体の情報システムの管理運営に関する条例、個人情報保護条例、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法等、関連する各種法令等を遵守することです。

スマート浄化槽では、次のような方針のもと、各自治体と協議のうえ、慎重に対応していきます。

- 浄化槽事業における個人情報を取り扱う事業者として、「環境省所管事務分野における個人情報保護におけるガイドライン」（環境省告示第59号）を遵守し、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定・具現化するための個人情報保護マネジメントシステムを構築します。
- つうしんぼサービス利用者には、指定検査機関より、業務内の情報利用にあたって、管理者（使用者）の承諾を得ることとしています。
- 最新のＩＴ技術の動向、社会的要請の変化等を常に認識しながら、全浄連の組織全体で、必要に応じ、さらなる改善に取り組むこととしています。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
〒162-0844　東京都新宿区市谷八幡町13番地　　東京洋服会館７階
TEL：03-3267-9757　　FAX：03-3267-9789
E-mail：info@zenjohren.or.jp　　http://www.zenjohren.or.jp